

## 災害時における緊急調査の事務処理

「災害時における緊急調査取扱い要領」第4条に規定する緊急調査の事務処理については、「長野県建設工事事務処理規程」にかかわらず以下の事務処理により行うものとする。

また、この経費における節の区分は委託費とする。

### I 大規模な災害の場合

大規模な災害とは、「災害時における災害緊急調査に関する協定書（平成29年3月27日締結）」（以下「協定書」という。）第1条に規定する災害をいう。

#### 1 業者選定

- (1) 大規模な災害が発生した場合、協定書を優先し、協定書・協議事項に基づき、現地機関は緊急調査業者を選定する。
- (2) 災害の状況や緊急性を鑑み、下記Ⅱにより作成した当番表の当番者へ依頼することも可能とする。
- (3) 選定する業者は長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登録されている者とする。

#### 2 起工から完了

- (1) 積算  
原則として県が現場確認のうえ、予定価格（概算額）を定める。
- (2) 履行期間  
必要最小限の期間とする。
- (3) 起工  
緊急調査委託処理簿（様式1-1）により起工の決裁を行う。処理簿には「業務箇所名」「予定業者名」「業務内容」「予定価格（概算額）」「履行期間」等を記入する。
- (4) 発注通知  
業者に緊急調査委託発注通知書（様式1-2）により業務内容等を通知し、速やかに業務に着手させること。
- (5) 完了  
業務が完了した後、業者から委託費内訳書（様式1-3）を提出させ、内容を審査のうえ、価格について協議する。協議成立後、完了届及び成果品を提出させること。
- (6) 完了検査  
完了検査を実施し、完了検査復命書兼調書（様式1-4）を作成する。
- (7) 支払い  
検査合格後、完了検査結果通知書（様式1-5）を業者に送付し、請求書を提出させ、請求払い方式により委託料を支払う。
- (8) 成績評定  
本委託業務については、「委託業務等成績評定要領」による成績評定の対象としない。
- (9) その他  
緊急調査の実績はホームページ等により公表するものとする。

### II 上記I以外の災害の場合

#### 1 業者登録

- (1) 緊急調査を実施する者は、建設コンサルタント等から希望者を公募し登録をする。応募資格がなくなった場合は登録から削除する。

- (2) 登録した者により当番表を県が無作為に作成する。
- (3) 当番表は、地質調査業務については技術管理室が、測量及び設計業務については建設部発注機関が、それぞれ6ヶ月毎に作成する。
- (4) 当番表はホームページにより公表する。
- (5) 当番者は、当番登録期間中に夜間連絡先等を変更する場合は、当番登録申請時に使用する様式に変更箇所が分かるように記載し、当番登録を申請した現地機関に提出する。

## 2 応募資格等

次の全てを満たす者とする。測量及び設計業務については、複数の建設部発注機関へ重複して応募することができるものとするが、地域的な要件がある場合はその要件を満たす必要があるものとする。

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 地質調査業務については、県内に本店又は営業所がある者
- (3) 測量及び設計業務については、管内に本店又は営業所がある者（別紙1参照）
- (4) 県内の本支店等に次の技術者が1年を通して複数人勤務しており、直ちに現地に派遣できる者
  - ① 地質調査業務については、「地質」、「土質及び基礎」のいずれかの部門の技術士又は認定技術管理者又はRCCMが2名以上とする。ただし、前記部門の技術士が1名いる場合は、他の1名は地質調査技士又は地すべり防止工事士で足りるものとする。
  - ② 測量及び設計業務については、測量士が1名以上、かつ技術士又は認定技術管理者又はRCCM又は設計の実務経験10年以上の技術者が1名以上いる者とする。
- (5) 県の発注した同種業務の実績を有する者。

## 3 当番表の運用

災害が発生した場合、次のとおり、現地機関は当番に該当する者へ連絡し、調査等の実施の意向を確認し、了解があった場合は緊急調査を随意契約する。

- ① 県の現地機関は、依頼する日に該当する当番者へ依頼する。依頼する日は原則として災害の発見日とする。
- ② 当番者は、当日の午前8時30分から翌日の午前8時30分までを対象とする。
- ③ 当番者に連絡がとれなかった場合は、当番者の順に繰り上げて依頼する。
- ④ 複数箇所の災害が発生した場合は、当日の当番者の順により依頼する。なお、さらに不足する場合は翌日以降を順次繰り上げて依頼する。
- ⑤ 原則として、同一管内において同一発見日の緊急調査を、同一業者に2件以上依頼しない。
- ⑥ 測量及び設計業務の当番表については、事務所内で地区分けするなどにより、使用し易いものに作成することができる。
- ⑦ 当番者から、緊急調査の実施の了解が得られなかった場合は、当番表の順に繰り上げて依頼する。
- ⑧ 当番者は、発注依頼の連絡を受けた時、現地機関から緊急調査の依頼を別に受けたことにより、緊急調査の依頼を受けることができない場合は、辞退することができる。ただし、この他の理由により、年度内に2回辞退した者は、その年度内における次回以降の当番登録は無効とする。また、次年度の当番表に登録しない。

## 4 起工から完了

- (1) 積算  
県が現場確認のうえ、予定価格（概算額）を定めること。
- (2) 履行期間  
原則として本調査が発注されるまでの、必要最小限の期間とする。  
以下、上記Iの2（3）から（9）と同様とする。